

# 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会

## 旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (旅費の区分)

第2条 旅費は、普通旅費及び費用弁償とする。

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び費用弁償とする。

- (1) 鉄道賃、船賃及び航空賃は、それぞれの旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (2) 車賃は、陸路旅行について、路程に応じ、1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- (3) 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- (4) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- (5) 費用弁償は、役員、評議員、評議員選任・解任委員、部会員及び委員会委員が本会運営のための会議等に出席したときに支給する。

### (旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

- 2 業務の都合又は天災その他やむ得ない事由により順路を変更して旅行したときは、実際に通過した経路により計算する。

### (旅費の請求手続等)

第5条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとするときは、旅費請求書、領収書及び精算書を提出しなければならない。この場合において、当該旅行の完了後速やかに当該旅行について精算しなければならない。

- 2 前項の規程による精算の結果、過払金があった場合には速やかに返納しなければならない。

### (鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

- (1) 運賃を2階級に区分する路線による旅行の場合には、上級旅客運賃
- (2) 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃

- (3) 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前 2 号に規定する旅客運賃のほか、その乗車に要する急行料金
- 2 前項 3 号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの。
- (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの。
- 3 第 1 項第 2 号の規定に該当する路線で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する旅客運賃及び第 1 項第 3 号に規定する急行料金のほか、特別車両料金の 2 分の 1 に相当する額による。

(船賃及び航空賃)

第 7 条 船賃及び航空賃は、実際に支払う旅客運賃による。

(車賃)

第 8 条 車賃の額は、1 キロメートルにつき 37 円とする。ただし、業務のためやむを得ない事情により交通機関(鉄道を除く。)を利用した場合には、片道 50 キロメートル未満で定期のバスの路線に限り旅客運賃とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 公用自動車により旅行するときは、車賃は支給しない。
- 5 自家用車による旅行は、旅行日程が 250 キロメートル未満で、次により出張することを命じられた旅行とする。
- (1) 緊急を要する旅行
- (2) 一般公衆が通常利用できる交通機関のない山間へき地等又は交通機関の運行密度が極めて低い地区において短時間に行う旅行
- (3) 公務に必要な書類や携行物が多い場合、又は出張目的地が多く通常の交通機関を利用しては効率が著しく低下する場合

(日当)

第 9 条 日当の額は、2,200 円とする。

- 2 鉄道 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満又は陸路 25 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず同項の定額の 2 分の 1 に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道 4 キロメートル、水路 2 キロメートルをもってそれぞれ陸路 1 キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4 庄内区域を旅行したときの日当については、宿泊した場合を除いて旅行の距離及び時間にかかわらず日当は支給しない。

(宿泊料)

第10条 宿泊料の額は、1万900円とする。ただし、飛島地域内を旅行する場合は、第12条第2項に規定する宿泊料定額による。

(日額旅費)

第11条 会長は、次に掲げる旅行のうち、その性質上日額で旅費を支給することを適当と認めた場合には、第3条に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する。

- (1) 長期間の講習、調査、研修又は訓練その他これに類する目的のための旅行
- (2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする旅行

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、会長が別に定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第3条に掲げる旅費の額について、この規程で定める基準を超えることができない。

(市内旅行の旅費)

第12条 業務のため、市内旅行した場合には旅費を支給しない。ただし、陸路片道1キロメートル以上の地域を旅行する場合には、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 業務のため交通機関を利用する必要があると認められる旅行には、鉄道賃又は車賃の実費を支給する。ただし、公用の自動車によって旅行した場合は車賃は支給しない。
- (2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により前号に定める旅費額で、所要の車賃を支弁することができないときは、その不足額に相当する額を支給することができる。
- (3) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により宿泊を要する場合には、前各号に定める旅費のほか、宿泊料を1夜につき別表に規定する宿泊料の額の範囲内で支給する。

2 業務のため飛島地域と協議会事務所間を旅行した場合は、前項の規定にかかわらず、次の区分により旅費を支給する。

船 賃	日当(1日につき)	宿泊料(1日につき)
普通運賃	2,000円	9,800円

(同一地域内の旅費)

第13条 旅行先の同一市町村内(東京都においては特別区の存する区域)における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、業務上の必要又は天

災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、会長が特に必要と認めるときは、その実費額を支給することができる。

(費用弁償)

第14条 役員、評議員、評議員選任・解任委員、部会員及び委員会委員が、理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、部会及び委員会等<sup>等</sup>に出席したときの費用弁償は、第8条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、車賃は別表1の額、日当は2,500円、宿泊料は5,000円とする。

(支給の制限)

第15条 協議会以外の機関、団体で旅費を負担した場合は、その負担した旅費については支給しない。

(補則)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

別表1 (第14条関係)

車 賃			
区 分	片道料金	区 分	片道料金
2 km以上 4 km未満	110 円	8 km以上 10 km未満	320 円
4 km以上 6 km未満	190 円	10 km以上	370 円
6 km以上 8 km未満	250 円		

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、定款変更の認可のあった日から施行する。